

# 本人確認書類

窓口に来庁された方（郵送申請の場合、申請手続きされる方）の本人確認をします。  
窓口来庁の場合は必ず原本が必要です。郵送の場合は写しを同封してください。  
※法人に関する証明書をその法人が郵送申請される場合はページ下部【納税義務者である法人が郵送で申請する場合】をご覧ください。

○本人確認書類（有効期限内のもの）

## 1点で足りるもの

官公署が発行した顔写真付きの証明書

- ・ 運転免許証（平成 24 年 4 月 1 日以後に交付された運転経歴証明書を含む。）
- ・ 個人番号カード（マイナンバーカード）
- ・ 旅券（パスポート）
- ・ 写真付き住民基本台帳カード
- ・ 写真付き公務員の身分証
- ・ 宅地建物取引主任者証
- ・ 在留カード 等

※弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士（以下「弁護士等」とする。）の場合における本人確認書類は、弁護士等であることを証する書類で写真が貼付されているもの及び弁護士等の事務を補助する者であることを証する書類で写真が貼付されているものについては、1点確認の書類として取り扱います。

## 2点以上必要なもの

- ・ 健康保険被保険者証
- ・ 共済組合員証
- ・ 年金手帳
- ・ 年金証書
- ・ 社員証
- ・ 学生証
- ・ 預金通帳
- ・ 各種カード類等（氏名が確認できるもの） 等

※ただし、健康保険被保険者証と診察券、預金通帳とキャッシュカードなど関連性のある書類の提示は、2点とはならず、1点とみなします。

【納税義務者である法人が郵送で申請する場合】

○法人の代表者の方の資格証明書（登記事項証明書、代表者事項証明書等）

※神戸市が納税通知書を送付している住所に証明書を返送する場合は、代表者の資格証明書の添付を省略できます。